

袋井市告示第64号

袋井市空き家跡地利用のための空き家除却支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

袋井市長 原 田 英 之

袋井市空き家跡地利用のための空き家除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内における空き家を除却し、除却後の跡地を居住環境の改善及び地域の活性化のために活用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 袋井市空き家台帳に記載された空き家であって、1年以上空き家であるものをいう。
- (2) 自治会等 自治会その他の地域住民で構成された地縁団体をいう。
- (3) 耐震補強工事 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的（平成18年国土交通省告示第184号）に定める構造耐震指標が1.0以上を満たす工事をいう。
- (4) 老朽危険空き家 空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となっている状態、景観を損なっている状態又は周辺的生活環境に支障をきたすおそれがある状態であって、昭和56年5月31日以前に建築され、かつ、耐震補強工事がされていないものをいう。
- (5) 除却 老朽危険空き家の解体及び工作物、立木等の全てを除去することをいう。
- (6) 跡地活用 除却後の土地を地域防災の向上又はコミュニティ活性化に資する空間と

して10年以上活用することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる空き家（附属する工作物等を含む。以下「補助対象空き家」という。）は、老朽危険空き家であって、袋井市防災都市づくり計画で定める総合的な災害リスクの危険度評価値5の地区に建築されているものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる法人若しくは団体の代表者又は個人であって、補助対象空き家を除却後、跡地活用するものとする。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 自治会等

2 補助対象者は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家を除却後、空き家所有者と補助対象者との間で跡地活用に関する協定若しくは土地賃貸借契約を締結している又はその見込みがあること。
- (2) 跡地活用について、土地の所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 補助対象者と自治会との間で、跡地活用に関して合意が得られていること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）その他除却に必要とされる関係法令に定める手続きを適切に行うこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、空き家（附属する工作物等を含む。）の除却工事に要した費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、60万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付回数は、同一物件につき1回とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付

申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 跡地活用管理計画書（様式第2号）
- (3) 補助対象空き家の位置図
- (4) 補助対象空き家の除却後の利用計画図（配置図、平面図等）
- (5) 補助対象空き家の外観写真
- (6) 除却工事に係る見積書の写し
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者が法人（団体）の場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人（団体）概要書（様式第4号）
- (2) 法人若しくは団体の定款、規約又はこれに類するもの

3 申請者が個人の場合は、第1項に掲げる書類のほか、直近3月以内に交付された住民票の写しを市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金等交付決定通知書により、申請者に通知する。

（交付の条件）

第9条 交付を決定するときは、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、変更承認申請書に前条に掲げる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 事業費を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨報告し、指示を受けなければならないこと。
- (3) 事業実施後の管理及び活用状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(事業実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 工事請求書又は領収書の写し
- (3) 工事の施工中及び施工後の写真
- (4) 跡地活用に係る協定書又は土地賃貸借契約書の写し
- (5) 跡地活用における土地の所有者の全員の同意書
- (6) 跡地活用の状況が分かる写真
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の請求)

第11条 補助金の確定通知を受けた者は、当該通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。